

東京印刷個人情報保護体制認定制度の認定基準

(東京プリントプライバシーシステム：TPPS)

東京印刷産業団体連合会

【認定基準】

個人情報保護体制認定制度（以下「TPPS」と称する）の認定基準は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)・同法施行令(平成15年12月10日政令507号)」に基づき「個人情報取扱事業者義務等」の法的要件を満たし、さらにJIS Q 15001:2006（平成18年5月20日告示：日本工業規格）の「個人情報保護マネジメントシステム：PMS：Pマーク制度」の要求事項（但し点検・内部監査等：Check、見直し：Actは事業者の任意）に適合したシステムを全事業所に確立し、維持し、実施し、かつ改善されていることが第三者外部専門機関による調査で確認されたこと、及び審査委員会で「TPPS」のマーク使用が許諾されたことをもって認定事業者となる。

【個人情報保護体制(TPPS)と保護法・プライバシーマーク制度の比較】

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	TPPS
適用範囲	1.「あらゆる種類・規模の事業者」	第2条の定義	印刷関連事業者
用語の定義	2.用語及び定義	第2条	Pマーク制度と同じ
要求事項	3.1 一般要求事項 法律義務より幅広く自主規制あり	第15条～法第33条まで	Pマーク制度とほぼ同じ (点検監査・見直し任意規定)
個人情報保護方針	3.2 個人情報保護方針の制定	策定・公表義務なし	Pマーク制度と同じ
個人情報の特定	3.3.1 個人情報管理台帳の作成義務あり	定めていない	Pマーク制度と同じ
法令・指針その他の特定	3.3.2 手順の確立が要求事項としてあり	定めていない	Pマーク制度と同じ
リスク認識・分析・対策	3.3.3 個人情報取扱いの各局面ごとに	第16条・20条・21条・22条	Pマーク制度と同じ
役割・権限・責任など組織体制確立	3.3.4 資源・役割・責任・権限要求事項あり	定めていない	Pマーク制度と同じ

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	TPPS
内部規定作成	3.3.5 作成の要求事項あり	定めていない	Pマーク制度とほぼ同じ(点検監査・見直し任意規定)
計画	3.3.6 教育・監査計画・見直しなど	定めていない	Pマーク制度とほぼ同じ(点検監査・見直し任意規定)
緊急事態への準備	3.3.7 要求事項・緊急連絡体制など	定めていない	Pマーク制度と同じ
実施及び運用 (安全管理)	3.4 運用手順・利用目的特定・適正取得・機微情報制限・書面取得・以外の取得・利用に関する措置・本人アクセス措置・提供・適正管理・安全管理措置の要求事項	第15条・16条・17条・18条・19条・20条・23条	Pマーク制度と同じ
従業員の監督	3.4.3.3 誓約書・同意書	第21条	Pマーク制度と同じ
委託先の監督	3.4.3.4 機密保持契約	第22条	Pマーク制度と同じ
個人情報に関する本人の権利	3.4.4 本人から開示等求めがあった場合、それに応じなければならない	第25条	Pマーク制度と同じ
開示等の求めに応じる 手続等	3.4.4.2～3.4.4.7 開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止について応じる手順	第26条・27条・29条	Pマーク制度と同じ
教育	3.4.5 従業員対し、定期的に教育を行う	明文化されていない	Pマーク制度と同じ
文書・記録の管理	3.5 個人情報保護マネジメントシステムの基本となる要素を書面で記述し、文書、記録を管理する	明文化されていない	Pマーク制度と同じ
苦情相談対応	3.6 苦情及び相談を受け付けて迅速な対応を行う	第31条	Pマーク制度と同じ

要求事項・法的要件	Pマーク制度	保護法	TPPS
運用確認	3.7 個人情報保護マネジメントシステムが適切に運用されているか各部門で確認する(自主点検) 規格の適合状況及び運用状況を監査する(内部監査)	定めなし	事業者の任意
是正処置・予防処置	3.8 不適合に対する是正処置及び予防処置を実施する	定めはないが是正されなければ罰則の適用あり	事業者の任意
代表者の見直し	3.9 個人情報の適切な保護を維持するため、定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直す	定めなし	事業者の任意